

# 障害児教育実践と新標準法

—1991年度・鳥取県の場合—

渡部 昭男\*

Educational Practices in Special Education and Enforcement of the new Laws concerning the Standard for the Organization of Classes and for the Fixed Number of Educational Personnel  
—The Case of Tottori Prefecture (Japan) in the School Year 1991—

WATANABE Akio

## 序．問題の所在

学級編制及び教職員定数は、教育実践に大きく関わる教育条件の一つである<sup>1)</sup>。公立学校に関しては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(1958年公布。以下、義務標準法とする)及び「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(1961年公布。以下、高校標準法とする)によって、全国的な標準が示されている。これらの標準法は、公立学校の学級規模の適正化と教職員定数の確保を図ることによって全国的な教育水準の維持向上に資することを目的として制定されたのであった。公立の盲・聾・養護学校及び特殊学級(「障害児学級」等と言い換えられてきているが、標準法を扱う本稿では学校教育法の規定に即して「特殊学級」を使用しておく)に関しても、標準法で規定されている。

標準法は、これまでに数回の年次計画によって改善されてきた。1980年度を初年度に12年計画が進められてきたのが、「第5次公立義務教育諸学校学級編制及び教職員定数改善計画」及び「第4次公立高等学校教職員定数改善計画」(以下、新標準法とする)である。12年計画は、途中で臨時行政調査会の答申に基づく国の歳出の縮減措置の一環として「停止・抑制」されるなどの困難に見舞われつつも、最終的には計画どおり最終年度に当たる1991年度に完成されることとなった。すなわち、1991年度において、新標準法は完全に実施に移されたのであった。この措置は、教育関係者をはじめとして広く歓迎された。

都道府県は、国の標準に基づいて都道府県ごとの基準を策定する。一般的にみて、新標準法への移行は各自治体の公立学校での改善に直結している。小・中学校では「40人学級」が完成し、はやくも「25人学級」<sup>2)</sup>などさらなる小規模化の声が出されている。また、今回の改善計画では見送られた高等学校の「40人学級」化に関しても、文部省は、生徒数が急減している都道府県などに限定して1992年度に認める方針を明らかにした<sup>3)</sup>。

しかし、障害児教育に関して言えば、国レベルの新標準法への移行が、自治体レベルの改善に直ちには結び付かないという問題状況がある。国の標準と都道府県の基準とのズレは、今回に限らず今までの改善計画においても認められた傾向である。なぜ障害児教育に関しては、標準法の趣旨が損なわれる状況が出現するのであろうか。保護者ばかりでなく、障害児教育に携わる教職員自身が、往々にして標準法をよく理解していないということもあろう。また、教育委員会をはじめとする教育関係者は十二分に標準法の趣旨を理解していたとしても、財政当局の承認が得られないということもあろう。

いずれにしても、新標準法に基づく学級編制や教職員定数の改善が日々の教育実践の充実如何に結び付いているのかということをも具体的に示す必要がある。本稿では、1991年度の鳥取県を事例に、新標準法と実態との間にどの程度の差異が存在するのかを明らかにし、障害児教育における新標準法の実施に関する現状と課題を述べ、新標準法の実施と教育実践との関わりを考察する。

## I. 鳥取県の基準

### 1. 学級編制の基準 (表1)

新標準法では、1学級の児童又は生徒の数の標準、す

\*鳥取大学教育学部障害児教育教室

キーワード：障害児教育実践, 教職員定数, 学級編制(成)

表1 学級編制に関する国の標準（新旧）及び1991年度の鳥取県の基準

	小・中学校					盲・聾・養護学校				
	単式学級	小学校の複式学級	同・1年生を含む	中学校の複式学級	特殊学級	小・中学部			高等部	
						単一障害の学級	重複障害学級	訪問教育学級	単一障害の学級	重複障害学級
旧標準法	45人	20人	12人	12人	12人	8人	5人	5人	10人	5人
新標準法	40人	18人	10人	10人	10人	7人	3人	3人	9人	3人
県の基準	40人	15人	8人	—	7人	7人	3人	5人	10人	5人

表2 1991年度の鳥取県における特殊教育諸学校の新標準定数の試算（小・中学部）

	学級数		校長・教諭等標準定数					養護教諭等	寮母	事務職員	
	小学部	中学部	校長	教諭等の基礎定数		養護訓練担当教諭	舎監				
				小学部	中学部						
新法の条項	3	③	11①一	11①二		11①三	11①四	12	13一	14	
鳥取盲学校	7	3	1	18	9	4 + 1	2	1	10	2	
鳥取聾学校	7	4	1		8	4 + 2					
養護学校	I病弱	8	5	1	25	4 + 2	/	1	/	2	
	II精薄	16	7	1		4 + 5					
	III精薄	13	7	1		16					4 + 4
	IV肢体	17	6	1	40	11					5 + 6
	V精薄	8	5	1	20	17					4 + 2
	VI病弱	6	4	1	8	8					4 + 1

注1) 養護学校は、鳥取養護学校（I病弱）、白兎養護学校（II精薄）、倉吉養護学校（III精薄）、皆生養護学校（IV肢体）、米子養護学校（V精薄）、市立米子養護学校（VI病弱）と表記した。

表3 1991年度の鳥取県における特殊教育諸学校の新標準定数の試算（高等部）

	学級数	専門教育学科数	校長・教諭等標準定数			実習助手	事務職員	職業教育加配	
			教諭等の基礎定数	専門教育担当	養護訓練担当教諭				
新法の条項	14		17二	17三	17四	19	21	22の2	
鳥取盲学校	9	2	18	4	1 + 1	4	2	1	
鳥取聾学校	5	3	10	6	1 + 1	6	2	2	
養護学校	II精薄	3	/	6	2	1 + 0	2	2	1
	III精薄	3		6	2	1 + 0	2	2	1
	IV肢体	7		14	2	2 + 1	2	2	1
	V精薄	3		6	2	1 + 0	2	2	1

なわち学級編制の標準を、小・中学校の単式学級は40人旧標準法：45人。以下同様、小学校の複式学級は18人(20人)〔1年生を含む場合は10人(12人)〕、中学校の複式学級は10人(12人)、小・中学校の特殊学級は10人(12人)に改善するとともに、盲・聾・養護学校に関して、小・中学部は7人(8人)、高等部は9人(10人)、小・中・高等部を通じて重複障害学級(文部大臣の定める心身の故障を2以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級)は3人(5人)に改善している。

1991年度の鳥取県における学級編制の基準(表1)は、まず、小・中学校に関しては、単式学級が40人、小学校の複式学級が15人〔1年生を含む場合は8人〕(中学校に複式学級はない)、特殊学級(鳥取県の場合、「心身障害児学級」と称している)が7人である。複式学級及び特殊学級は、国の標準よりも少人数の基準となっている。この点は、大いに評価できよう。

次に、盲・聾・養護学校に関しては、小・中学部は新標準法へ改善されて、単一障害の学級が7人、重複障害学級が3人である。ただし、重複障害学級を準用することとなっている訪問教育学級は、新標準法へ移行できておらず、旧標準法の重複障害学級5人を適用している。また、高等部に関しても、新標準法に移行できておらず、単一障害の学級が10人、重複障害学級が5人のままである。小・中学部の訪問教育学級及び高等部に関して、新標準法への早急な改善が望まれる。

## 2. 教職員定数の基準

特殊学級に関しては、小・中学校の教職員定数の総数に含まれており、独自の検討が困難である。従って、ここでは、盲・聾・養護学校の教職員定数について述べる。

鳥取県教育委員会では、教職員課の中の管理第一係が県立の高等学校及び盲・聾学校の、管理第二係が公立の小・中学校及び養護学校の教職員の人事・給与などを担当している。国の標準では盲・聾・養護学校の教職員定数は一括して算出されることになっているが、鳥取県の場合は管轄が異なることから、盲・聾学校と養護学校とが区分されて教職員定数が示されている(鳥取県教育委員会『教育施策と主要事業概要(平成3年度)』)。

1991年度における鳥取県の教職員定数の基準は、新標準法にはほとんど移行できていない。そして、実際の教職員定数は、次章の試算で明らかのように、全体として旧標準法に近い水準であり、職種によっては旧標準法の標準を下回っているものも残されている。

## II. 教職員定数の改善課題

### 1. 新義務標準法(表2)

それでは、具体的な試算によって、1991年度の教職員定数の改善課題を明らかにしてみよう。試算には、盲・聾・養護学校の学級数や児童・生徒数が必要になってくるが、1991年5月1日現在の学校基本調査結果(鳥取県教育委員会『教育行政便覧(平成3年度)』)を基にした。

それでは、まず、新義務標準法に基づいて、逐条的に試算して行きたい。なお、旧標準法で算出した数字を比較のために括弧内に示した。

#### (1)校長(新法11条①一、旧法11条一)

校長は各校に1人ずつで算定され、8校に計8人である(旧法も同じ)。

#### (2)教諭等の基礎定数(新法11条①二、旧法11条二)

教頭を含む教諭等(助教諭、常勤の講師を含む)は、まず、学級数に基づいて基礎定数が算出される。小・中学部別に、部の規模(学級数)の区分ごとに学級の合計数を出し、一定の乗数(詳しくは標準法の該当箇所を参照のこと)を乗じて得た数の合計数である。標準法でいう「乗じて得た数」とは、端数を切り上げて計算する。

#### 《小学部》

6学級の部(乗数：1.292) …………… 1校

$$6 \times 1.292 = 7.752 \rightarrow 8 \text{人}$$

7学級の部(1.250) …………… 2校

$$(7 + 7) \times 1.250 = 17.5 \rightarrow 18 \text{人}$$

8学級から11学級までの部(1.220) …… 2校

$$(8 + 8) \times 1.220 = 19.52 \rightarrow 20 \text{人}$$

12学級から15学級までの部(1.210) …… 1校

$$13 \times 1.210 = 15.73 \rightarrow 16 \text{人}$$

16学級から18学級までの部(1.200) …… 2校

$$(16 + 17) \times 1.200 = 39.6 \rightarrow 40 \text{人}$$

以上、小学部で合計102人となる(旧法では96人)。

#### 《中学部》

3学級の部(2.667) …………… 1校

$$3 \times 2.667 = 8.001 \rightarrow 9 \text{人}$$

4学級の部(2.000) …………… 2校

$$(4 + 4) \times 2.000 = 16 \rightarrow 16 \text{人}$$

5学級の部(1.667) …………… 2校

$$(5 + 5) \times 1.667 = 16.67 \rightarrow 17 \text{人}$$

6学級の部(1.750) …………… 1校

$$6 \times 1.750 = 10.5 \rightarrow 11 \text{人}$$

7学級及び8学級の部(1.725) …………… 2校

$$(7 + 7) \times 1.725 = 24.15 \rightarrow 25 \text{人}$$

以上、中学部で合計78人となる（旧法では70人。加えて、旧法11条三に基づいて、中学部での免許外担当教科を少なくする措置として、3学級以下の中学部の数に1を、4学級の中学部の数に0.7を乗じて得た数を加算することができるので、3人を加えて合計73人）。

### (3)養護訓練担当教諭（新法11条①三、旧法11条四）

教諭等に関して、養護訓練担当教諭としての加算がある。肢体不自由養護学校は、小・中学部の学級の合計数が6学級まで5人、7学級以上の場合にはさらに3学級までごとに1人を加える。盲・聾学校及び精神薄弱・病弱養護学校は、学校ごとに同じく6学級まで4人、7学級以上の場合にはさらに4学級までごとに1人を加える。肢体不自由養護学校は、他よりも養護訓練担当教諭が多く算定されるようになっている。

#### 《盲学校》

$$4 + \{(7 + 3) - 6\} \times 1 / 4 = 4 + 1 \rightarrow 5 \text{人}$$

#### 《聾学校》

$$4 + \{(7 + 4) - 6\} \times 1 / 4 = 4 + 1.25 \rightarrow 6 \text{人}$$

#### 《精神薄弱養護学校》

$$4 + \{(16 + 7) - 6\} \times 1 / 4 = 3 + 4.25 \rightarrow 9 \text{人}$$

$$4 + \{(13 + 7) - 6\} \times 1 / 4 = 4 + 3.5 \rightarrow 8 \text{人}$$

$$4 + \{(8 + 5) - 6\} \times 1 / 4 = 4 + 1.75 \rightarrow 6 \text{人}$$

#### 《肢体不自由養護学校》

$$5 + \{(17 + 6) - 6\} \times 1 / 3 = 5 + 5.67 \rightarrow 11 \text{人}$$

#### 《病弱養護学校》

$$4 + \{(8 + 5) - 6\} \times 1 / 4 = 4 + 1.75 \rightarrow 6 \text{人}$$

$$4 + \{(6 + 4) - 6\} \times 1 / 4 = 4 + 1 \rightarrow 5 \text{人}$$

以上、養護訓練担当教諭は合計56人となる（旧法では39人）。

### (4)舎監（新法11条①四、旧法11条五）

教諭等に関して、寄宿舎の舎監の加算がある。寄宿舎を置く学校ごとに、寄宿する小学部及び中学部の児童・生徒数が80人以下は2人、81人から200人までは3人、201人以上は4人である。

鳥取県で寄宿舎を置いているのは鳥取盲学校のみであり、寄宿児童・生徒数は80人以下であるので、鳥取盲学校に2人が加算される（旧法では1人）。

### (5)養護教諭等（新法12条、旧法12条）

養護教諭等（養護助教諭を含む）は、各校に1人ずつなので、8校に計8人である（旧法も同じ）。

### (6)寮母（新法13条の1、旧法13条の1）

寮母は、寄宿舎に寄宿する児童・生徒数の5人に1人（肢体不自由養護学校は3人に1人）の割合で算定される。ただし、その数が10人に達しない場合は最低保障の

10人となる。鳥取盲学校の場合は、最低保障の10人である（旧法では8人）。

### (7)学校栄養職員（新法13条の2、旧法13条の2）

学校栄養職員は、学校給食を実施する学校ごとに1人ずつで算定される。学校給食を自校方式によって実施している盲・聾・養護学校は鳥取県にはなく、学校に配置される学校栄養職員はいない。

### (8)事務職員（新法14条、旧法14条）

小学部及び中学部ごとに1人ずつで算定される。鳥取県の8校は、いずれも小・中学部の双方を置いているので、各校に2人ずつ、計16人である（旧法も同じ）。

## 2. 新高校標準法（表3）

### (1)校長（新法16条、旧法16条）・教頭（新法17条一、旧法なし）

鳥取県には、高等部のみの学校はない。従って、校長とともに、高等部単独校に対する教頭の加算にも該当しない。

### (2)教諭等の基礎定数（新法17条二、旧法17条一）

学級に2人ずつで算定される。各校すべて、学級数の2倍の人数であり、高等部を置く6校に計60人である（旧法では、生徒数〔重複障害生徒は1人を2人とみなす〕5人に1人の割合で算定し、計37人）。

なお、専攻科に関する標準法はないが、鳥取県では高等部に準じて算出しているため、鳥取盲学校の専攻科（理療科3学級）は高等部と併せて試算した。

### (3)専門教育担当教諭（新法17条三、旧法17条二）

専門教育を主とする学科（以下、専門教育学科）及び養護学校の高等部（専門教育学科のみを置くものを除く。すなわち普通科）ごとに2人ずつで算定される。

鳥取盲学校は、高等部に保健理療科、専攻科に理療科の2つの専門教育学科を置いているので、4人である。鳥取聾学校は、高等部に産業工芸科、被服科及び表具科（なお、表具科は1991年度に3年生が在籍するのみであり、1992年度には廃止の予定である）の3つの専門教育学科を置いているので、6人である。養護学校に関しては、精神薄弱養護学校の3校の高等部及び肢体不自由養護学校の1校の高等部はいずれも普通科であり、4校に計8人である。以上、合計で18人となる（旧法も同じ）。

### (4)養護訓練担当教諭（新法17条四、旧法17条三）

小・中学部と同様に、養護訓練担当教諭としての加算がある。肢体不自由養護学校は、高等部の学級数が3学級まで2人、4学級以上の場合にはさらに6学級までごとに1人を加える。盲・聾学校及び精神薄弱・病弱養護学

校は、学校ごとに同じく3学級まで1人、4学級以上の場合はさらに6学級までごとに1人を加える。

《盲学校》

$$1 + (9 - 3) \times 1 / 6 = 1 + 1 \rightarrow 2 \text{人}$$

《聾学校》

$$1 + (5 - 3) \times 1 / 6 = 1 + 0.33 \rightarrow 2 \text{人}$$

《精神薄弱養護学校》

$$1 + (3 - 3) \times 1 / 6 = 1 + 0 \rightarrow 1 \text{人}$$

$$1 + (3 - 3) \times 1 / 6 = 1 + 0 \rightarrow 1 \text{人}$$

$$1 + (3 - 3) \times 1 / 6 = 1 + 0 \rightarrow 1 \text{人}$$

《肢体不自由養護学校》

$$2 + (7 - 3) \times 1 / 6 = 2 + 0.67 \rightarrow 3 \text{人}$$

以上、合計10人となる（旧法では、生徒数を基礎に算定し、計7人）。

(5)舎監（新法17条五、旧法17条四）

義務標準法において算定済みである。

(6)養護教諭等（新法18条、旧法18条）

鳥取県には高等部単独校がないので該当しない。

(7)実習助手（新法19条、旧法19条）

専門教育学科及び養護学校の高等部（普通科）に2人ずつで算定される。鳥取盲学校4人、鳥取聾学校6人、4校の養護学校高等部に2人ずつ8人の計18人となる（旧法も同じ）。

(8)寮母（新法20条、旧法20条）

義務標準法において算定済みである。

(9)事務職員（新法21条、旧法21条）

高等部に2人ずつで算定される。従って、6校で計12人となる（旧法も同じ）。

(10)職業教育加配（新法22条の2二及び施行令5条②）

高校標準法では、教職員定数の算定に関する特例の一環としての職業教育加配（22条の2二）がある。新標準法において、この措置が、従来の高等学校に加えて特殊教育諸学校の高等部にも拡大された。

施行令の規定により、鳥取盲学校の保健医療科、鳥取聾学校の産業工芸科及び被服科、4校の養護学校高等部（普通科）が該当し、各1人ずつ加配されて計6人となる（旧法では対象外）。

### 3. 新標準法による試算との比較

(1)新標準定数による改善数（表4）

以上に試算した新標準定数（表4の「新標準定数」欄）と、まず、旧標準定数（表4の「旧標準定数」欄）を比較することによって、本来なら1991年度に実施されるべきはずの鳥取県の盲・聾・養護学校計8校の改善数を把

握しておきたい。

校長（8人）、養護教諭（8人）、実習助手（18人）、事務職員（28人）は新旧ともに同じ定数である。改善があるのは、教諭等（幼稚部を除く）が271人から333人へと計62人の増加、寮母が8人から10人へと2人の増加である。

教諭等の改善を学部別にみると、小・中学部は29人、高等部（専攻科を含む）は33人の増加である。高等部で改善が著しいのは、生徒数から学級数を基礎に算定するようになったこと及び職業教育加配が高等部にも拡大されたことによると推測される。

学校種別にみると、盲・聾学校及び養護学校ともに31人ずつの増加である。特に、盲・聾学校の高等部では21人から45人へと倍増して23人が、また、養護学校の小・中学部では168人から190人へと22人が増えることとなる。

(2)1991年度の鳥取県の教職員定数及び配置実数（表4）

鳥取県における1991年度の教職員定数は、①鳥取県教育委員会『教育施策と主要事業概要（平成3年度）』（表4の「県基準・A」欄。以下、資料A）に掲載されている。これに対して、配置実数は、②鳥取県教育委員会『教育行政便覧（平成3年度）』（表4の「県基準・B」欄。以下、資料B）に報告されている5月1日現在の学校基本調査の数字、または③鳥取県教育調査研究協会『鳥取県教育関係職員録（平成3年度）』（表4の「県基準・C」欄。以下、資料C）の6月1日現在による記載の教職員をカウントした数字として得られる。この3つのデータでは数字が一部相違している。

3つのデータがともに一致しているのは、校長（8人）、養護教諭（8人）、寮母（8人）事務職員（22人）である。相違しているのは、教諭等及び実習助手と、標準法には根拠を持たないが介助職員及び現業職員・その他である。

教諭等は、資料A及びBは幼稚部を含めて合計286人である。しかし、合計数は同じであるが、盲・聾学校と養護学校の別でみると±3人の相違がある。ところで、資料Cでは幼稚部を含めて合計272人であり、14人少なくなっている。なお、資料Cからは幼稚部担当の教諭数が判明する。すなわち、鳥取聾学校（幼稚部2学級+3歳未満児の教育相談）に4人、肢体不自由校の皆生養護学校（2学級）に2人が記載されている。

実習助手に関しては、資料Aでは合計15人であるが、資料B及びCでは合計13人であり、2人少なくなっている。具体的には、盲・聾学校で10人のところが8人となっている。

表4 新標準定数の未充足状況(1991年度・鳥取県)

	校長	教諭等 (幼稚園を含む数)			養護 教諭	実習 助手	寮母	事務 職員	介助職員	現業職 員・他	
		小・中学部	高等部								
県の合計	旧標準定数	8	271	209	62	8	18	8	28	[20]	
	新標準定数	8	333	238	95	8	18	10	28		
	県 基 準	A	8	(286)		8	15	8	22	12	10
	B	8	(286)		8	13	8	22		24	
C	8	272 (278: 2校6人)		8	13	8	22	12		10	
盲聾学校	旧標準定数	2	62	41	21	2	10	8	8	[ 2 ]	
	新標準定数	2	93	48	45	2	10	10	8		
	県 基 準	A	2	( 74 )		2	10	8	6	2	5
	B	2	( 71 )		2	8	8	6		7	
C	2	65 ( 69 : 聾学校 4人 )		2	8	8	6	2		4	
養護学校	旧標準定数	6	209	168	41	6	8	—	20	[18]	
	新標準定数	6	240	190	50	6	8	—	20		
	県 基 準	A	6	(212)		6	5	—	16	10	5
	B	6	(215)		6	5	—	16		17	
C	6	207 (209: IV肢体 2人)		6	5	—	16	10		6	

注1) 「県基準」は、3つの資料により異なるので、各々を掲げた。

A: 鳥取県教育委員会『教育施策と主要事業概要(平成3年度)』77頁の「平成3年度教職員定数一覧表(教職員課)」

B: 鳥取県教育委員会『教育行政便覧(平成3年度)』56~59頁の学校基本調査結果(5月1日現在)

C: 鳥取県教育調査研究協会『鳥取県教育関係職員録(平成3年度)』103~113頁の教職員名簿(6月1日現在)

2) 標準法には根拠を持たないが、「介助職員」及び「現業職員・その他」を併せて示した。「介助職員」の旧標準法の欄に「」で示した数字は、「特殊教育訪問指導費等補助金(介助職員経費)交付要綱」(昭和53年文初特第42号)に示された限度枠である。この要綱は、現在、「特殊教育介助職員設置費の地方一般財源化について」(昭和60年文初特第29号)に引き継がれている。

表5 学校別新標準定数の未充足状況(1991年度・鳥取県)

	校長	教諭等 (幼稚園を含む数)			養護 教諭	実習 助手	寮母	事務 職員	介助職員	現業職 員・他	
		小・中学部	高等部								
鳥取 盲学校	新定数	1	50	25	25	1	4	10	4	[ 1 ]	
	資料B	1	35			1	4	8	3	1	2
鳥取 聾学校	新定数	1	43	20	23	1	6	—	4	[ 1 ]	
	資料B	1	32 ( 36 : 幼稚園 4人 )			1	4	—	3	1	2
鳥取養 護学校	新定数	1	24.5	24.5	—	1	—	—	2	[ 2 ]	
	資料B	1	25			1	—	—	2	2	1
白兔養 護学校	新定数	1	51	41	10	1	2	—	4	[ 3 ]	
	資料B	1	45			1	1	—	3	2	1
倉吉養 護学校	新定数	1	46.5	36.5	10	1	2	—	4	[ 3 ]	
	資料B	1	39			1	1	—	3	2	1
皆生養 護学校	新定数	1	62.5	42.5	20	1	2	—	4	[ 5 ]	
	資料B	1	55 ( 57 : 幼稚園 2人 )			1	2	—	3	2	1
米子養 護学校	新定数	1	34.5	24.5	10	1	2	—	4	[ 3 ]	
	資料B	1	33			1	1	—	3	2	1
市立米 子養護	新定数	1	21	21	—	1	—	—	2	[ 2 ]	
	資料B	1	16			1	—	—	2	0	1

注1) 新定数の「教諭等」に関して、表3にあるように複数の学校を併せて算定された人数は折半(0.5人ずつ)して計算した。

2) 資料Bの「教諭等」に関して、幼稚園を置く2校については資料Cにより幼稚園教諭を除いて補正した。

3) 「介助職員」及び「現業職員・その他」は資料Cによる人数を示した。「介助職員」の「」内の数字は、表4に同じ。

介助職員及び現業職員・その他に関しては、資料A及びCでは、介助職員12人、現業職員10人の合計22人となっている。ただし、内訳は微妙に相違している。資料Bは、「その他」として一括して記載されているが、合計24人と2人多くなっている。

### (3)改善課題(表4及び表5)

試算による新標準定数と鳥取県の基準定数とを比較することで、鳥取県の未充足状況を知ることができる(表4)。ここでは、学校基本調査に基づく資料Bとを比較してみよう。また、標準法は都道府県ごとの総定数を確保することを狙いとしているが、標準定数は各校の学級数などに基づいて算出されるので、端数計算の処理を工夫すれば各校別の標準定数を出すことができる。それと各校の教職員実数とを比較すれば、各校別の充足状況も知ることができる。

1991年度の鳥取県において新標準定数を充足していたのは、校長(8人)、養護教諭(8人)のみである。これらは、旧標準法と同じ定数であり、新標準法で改善されたものではない。

実習助手(標準18人、資料B13人)及び事務職員(標準28人、資料B22人)は、新旧の標準定数が同じであるにもかかわらず、未だに充足されていない。具体的には、実習助手は、鳥取聾学校で2人、精神薄弱養護学校3校(白兎養護学校、倉吉養護学校、県立米子養護学校)の高等部で各1人ずつ未充足である。事務職員は、高等部を置く6校で各1人ずつ未充足である。

新標準法で改善された教諭等及び寮母はいずれも新標準定数を充足していない。

教諭等は、資料Bは幼稚部を含んで記載しているが、仮に資料Cより判明した幼稚部2校計6人を除くと280人となる。これは、旧標準定数の271人を9人上回るものの、新標準定数の333人に対して53人も未充足である計算となる。各校別にみると(表5では端数処理分を折半してカウントしている)、新標準定数を充足しているのは鳥取養護学校の1校のみである。他の7校は、盲学校の15人を最大とする未充足となっている。

寮母(鳥取盲学校)は、新標準定数では10人であるにもかかわらず、旧標準定数の8人のままであり、2人未充足である。

ところで、介助職員は標準法には根拠を持たない。この介助職員に関しては、「特殊教育訪問指導費等補助金(介助職員経費)交付要綱(昭和53年文初特第42号)」において、盲学校及び聾学校は1人、精神薄弱養護学校は3人、肢体不自由養護学校は5人、病弱養護学校は2人

をそれぞれ補助対象の限度とするとされていた。この趣旨は、「特殊教育介助職員設置費の地方一般財源について」(昭和60年文初特第29号)によって示されているように、1985年度以降は地方交付税に組み込まれて継続されている。参考のために、「交付要綱」の補助対象限度に基づく人数を示せば合計20人となり、8人の未充足となる。

## III. 学級編制の改善課題

### 1. 盲・聾・養護学校

未充足のかなりあることが判明した。ところで、II章で行った試算は、1991年度の実際の学級編制を前提としたものである。しかし、厳密に言えば、試算の前提とした学級編制そのものに改善すべき点が認められるのである。従って、学級編制を法の趣旨に即して改善すれば、実際に編制し得る学級数は1991年度の実数よりも多くなり、学級数を基礎に算定される教職員定数もさらに増えることとなる。

#### (1)重複障害学級の編制(表6)

重複障害学級とは、学校教育法施行令第22条の2に定める障害、すなわち盲(強度の弱視を含む)、聾(強度の難聴を含む)、精神薄弱、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)を2つ以上あわせ有する児童・生徒で編制する学級をいう。

既にI章でみたように、単一障害の学級(小・中学部7人、高等部9人)よりも重複障害学級(小・中・高等部3人)の方が人数が少なく学級が編制できるのであるから、同じ児童・生徒数であっても重複障害と認定される者が多ければ編制しうる学級数も増えることとなる。

重複障害学級の開設状況に関して、都道府県間に格差が存在することは別稿<sup>6)</sup>で指摘した。1990年度のデータ(表6)によれば、鳥取県は全国平均並かまたはそれ以下であり、重複障害学級が少ない県に含まれる。(なお、表6において、『学校基本調査報告書』と鳥取県の資料との間で重複障害学級の数が相違しているのは、「学校基本調査」が自治体が認可している重複障害学級数を直接に問う形式ではなく、5種類の障害の区分を全ての学級について記入させた上で、障害区分を重複して記入した学級を「重複障害学級」としてカウントしていることによる。各学校での学校基本調査への回答に際して、正式には重複障害学級として認可されていない場合にも、実際に障害を重複する児童・生徒で編制されている学級について複数の障害区分に記入するケースがあるためと推定される。)

表6 公立盲・聾・養護学校における重複障害学級の設置状況（全国及び鳥取県）

		盲 学 校			聾 学 校			養 護 学 校		
		小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部
1990年度	最高県	83.3 (山口)	100.0 (山口)	50.0 (埼玉)	44.4 (長野)	62.5 (京都)	50.0 (島根)	77.2 (島根)	71.7 (広島)	75.9 (広島)
	全国平均	27.9	33.6	18.3	18.7	21.0	13.3	50.5	47.4	30.8
	最低県	— (2県)	— (4県)	— (15県)	— (熊本)	— (6県)	— (20県)	19.4 (大阪)	16.3 (大阪)	— (3県)
	鳥取県	14.3	—	—	14.3	25.0	—	33.3	33.3	33.3
鳥取県	1990年度	14.3	—	—	14.3	25.0	—	27.8	22.2	33.3
資料B	1991年度	14.3	—	—	14.3	25.0	—	38.2	26.5	25.0

注1) 1990年度のデータは『学校基本調査報告書（初等中等教育編）』平成2年度版による。公立校の学級数の内、重複障害学級数の占める百分率を示している。高等部に関しては、母数は別科及び専攻科を除く本科の学級数とした。  
2) 資料B：鳥取県教育委員会『教育行政便覧』（平成2年度）及び（平成3年度）

表7 盲・聾・養護学校における複式学級の編制状況（1991年度・鳥取県）

		小 学 部						中 学 部					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計	1年	2年	3年	合 計	
鳥 取 盲 学 校	1991年度 資料B				(1)			(1)					
鳥 取 聾 学 校	1991年度 資料B			(1)				(1)		(1)		(1)	
		1	1				1	3	1		1	2	
鳥 取 養 護 学 校	1991年度 資料B			(3)				(3)		(1)	(1)	(2)	
		1	2	2		1	3	9	2	2		4	
	施行令 による	(1)		(1)			(1)	(3)	(1)	(1)		(2)	
		1	2	2		1	3	9	2	2		4	
白 兎 養 護 学 校	1991年度 資料B	(1)	(2)		(1)	(2)		(6)	(1)		(1)	(2)	
		3	4	2	2	2	4	17	1	1	3	5	
	施行令に よる	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	(8)	(1)		(1)	(2)	
		3	4	2	2	2	4	17	1	1	3	5	
倉 吉 養 護 学 校	1991年度 資料B		(2)	(1)	(1)	(2)		(6)	(2)			(2)	
			6	2	3	5		16	2	3	1	6	
	施行令に よる		(2)	(1)	(1)	(2)		(6)	(1)	(1)		(2)	
			6	2	3	5		16	2	3	1	6	
皆 生 養 護 学 校	1991年度 資料B		(11)						(11)	(3)			(3)
		9	5	5	6	2	5	32	1	5	3	9	
	施行令に よる	(3)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(12)	(1)	(2)	(1)	(4)	
		9	5	5	6	2	5	32	1	5	3	9	

註1) 資料B：鳥取県教育委員会『教育行政便覧（平成3年度）』。上段の（ ）内は学級数，下段は児童・生徒数。鳥取盲学校及び鳥取聾学校は，施行令どおりに編制しても学級数に変化はない。

重複障害の認定に関しては、個々の児童・生徒の障害の状態に即して判断すべきものであり、本稿でこれ以上詳しく論じることはできない。しかし、1991年度の鳥取県の実態に関する重複障害学級の編制状況に関して、少なくとも次の2点を指摘することができる。

第1には、重複障害学級の開設されていない学部が、2幼稚部を含む8校計24学部の半数の12学部にも上ることである。特に、高等部に関しては、高等部を置く6校のわずかに1校（肢体不自由校の皆生養護学校）にしかない状況である。高等部への重複障害学級の開設が急がれる。

第2には、重複障害学級がまったく開設されていない養護学校が2校存在していることである。1校は精神薄弱校の県立米子養護学校である。鳥取県の3つの圏域（東・中・西部）にそれぞれ設置された県立精神薄弱養護学校の中にあって、県立米子養護学校にのみ重複障害学級が設置されていない。西部圏域には重複障害児が存在しないということは考えられず、施策的に重複障害学級が設置されていないのではないかと推測される。もう1校は、同じく西部に位置する病弱養護学校の市立米子養護学校である。

#### (2)単式・複式学級の編制（表7）

ところで、義務標準法は、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする」（3条①項）と、同一学年で編制する単式学級を学級編制の基本原則とすることを明記している<sup>9)</sup>。例外的に認められる複式学級も、政令で定める場合に限られている。

盲・聾・養護学校の小・中学部も、単式学級を学級編制の基本とすべきことは同様である。例外として、政令で定められているのは、重複障害学級に関してである（義務標準法施行令2条）。それは、「特殊教育諸学校の小学部又は中学部の重複障害学級に編制する2以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が3人以下である場合」である。

この点に関して、鳥取県は、施行令の規定を逸脱して複式学級を編制している（表7の「1991年度・資料B」欄）。確かに、重複障害学級に関して、2以上の学年で複式学級を編制することが認められているが、それはあくまでも「編制する2以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が3人以下である場合」に限定されているのである。にもかかわらず、学部全体または複数学年の重複障害の児童（または生徒）数をどんぶり勘定にして学級編制基準の「3人」で除しているケースがみられる。正しくは、編制しようとする「2以上の学年の児童又は生徒の数の

合計数」が4人以上の場合には、当該学年は単式学級として編制しなければならないのである（表7の「施行令による」欄）。

重複障害学級に関する単式・複式学級の編制を施行令どおりに改めることによって、重複障害学級は、鳥取県の6校の小・中学部で計38学級から42学級へと4学級増える試算となる。

#### (3)訪問教育学級の編制（表8）

訪問教育学級は、標準法の重複障害学級に準じて編制される。しかし、1991年度において、鳥取県では旧標準法並の5人を訪問教育学級の編制基準としており、また、どんぶり勘定によって複式学級を編制していた。

これを、①学級編制基準を新標準法の重複障害学級3人に準ずる、②単式・複式学級の編制を施行令の重複障害学級に準ずるという2段階に分けて改善策を施したと考えて、試算を行った（表8）。その結果、訪問教育を実施している3校で、改善策①のみで計8学級が10学級へと2学級の増加、改善策①②の双方によって計8学級から12学級へと4学級の増加となった。

#### (4)高等部の学級編制

高等部に重複障害学級を開設すべきことは既に述べた。加えて、学級編制の基準を新標準法どおりに10人から9人へ改める必要がある。その際に留意すべきは、高等部の入学定員を1学年10人から9人に減らして対応するのではなく、入学希望者を全て受け入れた上で、年度ごとの入学した生徒の人数と実態に併せて重複障害学級を含む学級数を確定すべきことである<sup>10)</sup>。

## 2. 特殊学級

鳥取県の場合、特殊学級の編制基準は、国の標準の10人に対して7人とされている。この措置は、先に述べたように大いに評価されるべきである。例えば、この措置によって、1990年度において米子市立住吉小学校では9人（国の標準では1学級）で精神薄弱学級を2学級開設している。

#### (1)新設・存続の最低基準（表9-1及び表9-2）

鳥取県における特殊学級の編制に関する改善課題は、学級編制の最低基準についてである。国は、特殊学級の編制にあたって、何人以上でないことと開設しない、または存続しないという最低基準を設けてはいない。すなわち、標準法では該当する児童・生徒が1人であっても開設すべきことが予定されている。これに対して、鳥取県では「新設5人、存続3人」という最低基準が内々に示されてきた。

表 8 養護学校における訪問教育学級の編制状況 (1991年度・鳥取県)

		小 学 部						中 学 部				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
白 兎 養 護 学 校	1991年度	(4)						(4)	(2)			(2)
	資料B	1	2	4	3	2	5	17	2		4	6
	改善策	(5)						(6)	(2)			(2)
	①	1	2	4	3	2	5	17	2		4	6
倉 吉 養 護 学 校	改善策	(1)		(2)	(1)	(1)	(2)	(7)	(1)	(2)	(3)	
	①②	1	2	4	3	2	5	17	2	4	6	
米 子 養 護 学 校	1991年度	(1)						(1)				
	資料B	1		1	1		3					
倉 吉 養 護 学 校	1991年度	(1)						(1)				
	資料B	1		1	1		3					
米 子 養 護 学 校	1991年度	(1)						(1)				
	資料B	1		1	1		3					

注 1) 資料B：鳥取県教育委員会『教育行政便覧(平成3年度)』。上段の( )内は学級数，下段は児童・生徒数。  
 2) 改善策①—学級編制基準を3人とする。改善策②—施行令の重複障害学級の規定に準じて単式・複式学級の編制を行う。倉吉養護学校及び養護学校は，改善策を採っても学級数に変化はない。

表 9-1 特殊学級の設置状況 (1987年度及び1991年度・鳥取県)

		設 置 校 (上段：設置校数，中段：学校数，下段：設置校率)										障 害 種 別 (学 校 数)				合 計	
		鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	岩美郡	八頭郡	気高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡	合計	精 薄	情 緒	言 語		難 聴
小 学 校	1987年度	16 27 59.3	8 22 36.4	10 11*2 90.9	4 7 57.1	3 14*1 21.4	13 21*3 61.9	3 12 25.0	15 21*4 71.4	5 13*4 38.5	1 18*12 5.6	78校 166*26 47.0%	77 校	3 校	3 校	3 校	88学級 318人 (3.6人)
	1991年度	17 28 60.7	7 23 30.4	10 12*2 83.3	4 7 57.1	3 14*1 21.4	12 21*2 57.1	2 12 16.7	16 21*4 76.2	6 13*4 46.2	— 18*10 —	77 169*23 45.6	75 校	4 校	3 校	3 校	85 228 (2.7)
中 学 校	1987年度	8 10 80.0	5 10 50.0	4 4 100	2 3 66.7	2 3 66.7	7 8 87.5	2 3 66.7	7 7 100	4 7 57.1	— 4 —	41 59 69.5	41 校	1 校	— 校	3 校	45 186 (4.1)
	1991年度	8 10 80.0	6 10 60.0	4 4 100	2 3 66.7	2 3 66.7	7 8 87.5	2 3 66.7	7 7 100	4 7 57.1	— 4 —	42 59 71.2	42 校	1 校	— 校	2 校	46 148 (3.2)

注 1) 鳥取県教育委員会『教育行政便覧』(昭和62年度)及び(平成3年度)より作成  
 2) 「設置校」欄の中段：\*印以下は分校の数(外数)。設置校率の算出には母数から除いている。

表 9-2 精神薄弱特殊学級の在籍児童・生徒数別の学校数 (1987年度及び1991年度・鳥取県)

		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	9人	11人	12人	14人	合計	他の種類の学級を併設
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
小 学 校	1987年度	1 1.4	5 7.0	31 43.7	20 28.2	9 12.7	2 2.8	1 1.4		1② 1.4		1② 1.4	71校 100%	久松，日進，明倫，明道，啓成，境の6校
	1991年度	10 14.7	23 33.8	23 33.8	7 10.3	3 4.4	2 2.9						68 100	久松，日進，明倫，明道，啓成，境，大柴の7校
中 学 校	1987年度		5 13.5	9 24.3	11 29.7	5 13.5	4 10.8	2 5.4	1 2.7				37 100	鳥取北，鳥取西，倉吉東，湊山の4校
	1991年度	4 10.3	9 23.1	12 30.8	9 23.1	2 5.1	1 2.6	1 2.6			1② 2.6		39 100	鳥取北，鳥取西，湊山の3校

注 1) 精神薄弱学級のみ設置する学校の内訳。上段：学校数(②は精神薄弱学級の2学級設置を示す)。

「内々に示されてきた」というのは、まず第1には、公に示された最低基準ではないということである。現に、筆者が1984年11月に文部省科学研究費補助金研究として行った調査<sup>7)</sup>に対して、鳥取県は「開級及び閉級の最低人数の定め」は「ない」との公式回答を寄せている。

第2には、過去には内々に適用されたものと思われるが、現在は適用されていないということである。この点に関して、鳥取県教育委員会の担当者自身も、最近においては最低基準の機械的な適用を行っていないことを明言している<sup>8)</sup>。そして、現に1人でも特殊学級を存続するケースは増えており(表9-2)、1人で学級を新設したケースも出現している。

まず、「存続3人」に関して具体的に見てみよう。鳥取県教育委員会『教育行政便覧』は、特殊学級の在籍人数と学級数を学校別に掲載しているが、複数の学級を設置している学校に関しては合計数を記載しているのみである。そこで、表9-2においては、学級人数を把握するために、精神薄弱学級のみ設置している学校の内訳を示した。小学校においては、1987年度で1人学級が1校、2人学級が5校あり、基準未満の人数の学校が計6校(8.5%)存在した。これが、1991年度では、1人学級が10校、2人学級が23校の計33校(48.5%)と、ほぼ2校に1校という割合にまで急増している。中学校においても、1987年度には1人学級はなく2人学級が5校(13.5%)であった状態から、1991年度には1人学級が4校、2人学級が9校の計13校(33.3%)と、3校に1校の割合になっている。「存続3人」の基準は、既に実質を失っているのである。

次に、「新設5人」について見よう。1987年度から1991年度の5年度間に特殊学級を新設(増設を除く)したのは、小学校で8校、中学校で2校である。具体的には、小学校に関しては、鳥取市立美保南小学校(1987年度、2人、学校の分離設置に伴う精神薄弱学級の新設)、鳥取市立湖山西小学校(1988年度、2人、学校の分離設置に伴う精神薄弱学級の新設)、赤碕町立安田小学校(1988年度、1人、情緒障害学級の新設)、鳥取市立倉田小学校(1989年度、4人、精神薄弱学級の新設)、米子市立住吉小学校(1989年度、6人、精神薄弱学級の新設)、倉吉市立上北条小学校(1990年度、2人、学校の分離設置に伴う精神薄弱学級の新設)、鳥取市立賀露小学校(1991年度、6人、精神薄弱学級の新設)、名和町立光徳小学校(1991年度、2人、精神薄弱学級の新設)である。中学校に関しては、淀江町立淀江中学校(1987年度、4人、精神薄弱学級の新設)、米子市立加茂中学校(1989年度、

3人、精神薄弱学級の新設)である。基準未満の人数が、小・中学校の計10校中の8校(80.0%)にも上っている。そして、1人または2人でも特殊学級を新設した学校が存在するのである。「新設5人」の基準も、同様にその実質を失っている。

しかし、鳥取県の最低基準が既に過去のものとなっている事実が未だ周知徹底されていないために、個々の市町村や学校段階では、学級開設をめぐるトラブル<sup>9)</sup>が生じたり、少人数学級の開設を抑制しようとする傾向が依然として残されている。既に見たように内々に示されてきた最低基準は事実上その実質を失っており、鳥取県においても、1人であっても特殊学級を設置するという標準法の趣旨を踏まえて、最低基準を正式に撤廃する必要がある。

そうすることによって、特殊学級の設置校(表9-1)はもっと増えるものと推測される。

鳥取県の特殊学級の設置校率は、1991年度において、小学校45.6%(母数に分校を含めると40.1%)、1990年度の特級学級を置く学校の全学校数に占める比率の全国平均は41.3%)、中学校71.2%(同じく全国平均は46.4%)である。中学校は全国平均よりも高い設置校率となっているが、小学校は全国平均並となっている。特に小学校では、同じ県内でも地域間で設置校率に大きな格差があることが分かる。1991年度において、倉吉市(83.3%)、東伯郡(8町1村、76.2%)、鳥取市(60.7%)、境港市(57.1%)、八頭郡(7町1村、57.1%)、西伯郡(7町1村、46.2%)の平均以上のところに対して、日野郡(4町、1%)、気高郡(3町、16.7%)、岩美郡(2町1村、21.4%)、米子市(30.4%)となっている。

米子市は、県下4市の中で鳥取市に次ぐ児童数と小学校数でありながら、特殊学級の設置校率はわずかに30.4%と4市最低となっており、特殊学級の設置が政策的に抑制されている状況が推測された。また、日野郡は、県のもっとも南西部、島根県・広島県・岡山県との県境に位置し、米子市の養護学校まで相当の距離があるにもかかわらず、小・中学校ともに特殊学級が1校も開設されていない。県の最低基準の撤廃は、日野郡をはじめ、特殊学級の設置率の低い市町村の障害児の教育保障においても大きな意義を有することとなる。

## (2)多様な障害種別の学級の編制(表9-1)

標準法は、1人であっても特殊学級が設置できるとともに、学校教育法第75条の規定に基づいて、障害の種類ごとに学級を編制すべきことを予定している。現在は、さきに述べた文初特第309号通達によって、弱視、難聴、

表10-1 A養護学校における学級編制及び学級編成（単一障害の学級：1991年度）

	小 学 部							中 学 部				高 等 部			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計
編制学級数	1	1	1	1	1	1	6学級	2	1	2	5	1	1	1	3
学級編成	学級数	1	1	1	1	1	6学級	1	1	2	4	1	1	1	3
	在籍数	1	2	2	3	5	16人	8	5	4	17	11	10	10	31
	担任数	1	1	1	1	2	7人	2	2	2	6	2	2	2	6

表10-2 A養護学校における学級編制及び学級編成（重複障害学級及び訪問教育学級：1991年度）

	小 学 部										中 学 部			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	訪問	合計	1年	2年	3年	合計	
編制学級数	—	2	1	1	2	—	6	1	7学級	—	1	1	2	
学級編成	学級数		2	1	1	2	6	1	7学級		1	1	2	
	在籍数		3	3	2	3	2	3	16		3	3	6	
	担任数		2	1	1	2	1	2	9		1	1	2	

表11 A養護学校における教職員定数と教職員の配置

	校長	教 諭 等						実習助手	養護 教諭	事務 職員	介助 職員	現業職 員・他
		小 学 部			中 学 部		高 等 部					
新標準定数	1	16+5			12.5+3		6+1+2+1	2	1	4	[3]	
教職員の配置	学級担任	17 (学部主事1) (生徒指導主事1) (同和教育主任1)			11 (保健体育主事1)		6 (進路指導主事1)	1	1	3	2	1
	他	—			学部主事1		学部主事1					
		教頭1			教務主任1							

注1) 「教職員の配置」は資料C：鳥取県教育調査研究協会「鳥取県教育関係職員録（平成3年度）」による。

2) 教諭等の「新標準定数」欄の人数は、基礎定数+養護訓練担当+専門教育担当+職業教育加配。

3) 「学級担任」欄の( )内は、学級担任との兼任を示す(内数)。

4) 「介助職員」の[ ]内の数字は、表4に同じ。

精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱、言語障害、情緒障害の7種類の学級が認められている。

鳥取県では、小学校には精神薄弱、情緒障害、言語障害、難聴の4種類、中学校にはさらに言語障害学級を除く3種類の学級しか開設されていない(表9-1)。しかも、大多数が精神薄弱学級である。具体的には、1991年度において、小学校では、精神薄弱学級が75校、情緒障害学級が4校(鳥取市立日進小学校、米子市立啓成小学校、大栄町立大栄小学校、赤碕町立安田小学校)、言語障害学級が3校(鳥取市立久松小学校、米子市立明道小学校、境港市立境小学校)、難聴学級が3校(鳥取市立遷喬小学校、倉吉市立明倫小学校、米子市立明道小学校)である。中学校では、精神薄弱学級が42校、情緒障害学級が1校(鳥取市立西中学校)、難聴学級が2校(鳥取市立北中学校、米子市立湊山中学校)である。

「新設5人」の県の最低基準を撤廃することによって、精神薄弱以外の他種類の障害の学級がもっと開設できるようになると思われる。なかでも、肢体不自由学級、弱視学級及び身体虚弱学級は、鳥取県において未開設である。東西に細長い鳥取県において、肢体不自由養護学校は西部(米子市)に1校しかない。また、盲・聾学校も、東部(岩美郡国府町)に1校ずつしかない。ここに、少人数でも肢体不自由学級、弱視学級、難聴学級の開設を必要とする理由がある。また、病弱養護学校を併設する医療機関は2病院(県立中央病院:鳥取養護学校、国立米子病院:市立米子養護学校)のみである。ここに、少人数でも身体虚弱学級の開設を必要とする理由がある。情緒障害学級(小一2市2町、中一1市)及び言語障害学級(小一3市)に関しても、鳥取県下39市町村の中で未開設のところが多くであり、開設への要望は高い。

以上のように、鳥取県において、1人でも希望者があれば、該当する種類の特殊学級を開設できるようにする意義は大きい。

## 結. 教育実践の充実

### 1. 標準法の趣旨

鳥取県において新標準法を完全に実施すれば、障害児教育実践を支える教育条件を大幅に改善しうることが明らかとなった。新標準定数分の給与費等は、国庫により財源措置がなされている(義務標準法に関しては義務教育費国庫負担法及び地方交付税制度、高校標準法に関しては地方交付税制度)。従って、文部省自ら標準法に関して次のように述べている。すなわち、「定数分までは教職

員数を確保することが財源的に保障されているわけで、この意味で、これらの法律は、国庫負担制度等とあいまって、単に学校における学級編制や教職員定数の標準を示すのにとどまらず、全国的な教育水準の維持向上に大きく貢献しているものである。<sup>11)</sup>」と。

新標準法による改善は、各都道府県において実現されて当然のものなのである。加えて、具体的な教育実践との関わりにおいて、「教育水準の維持向上」に資するものでなければならないのである。

それでは、新標準法を完全に達成したとして、鳥取県における障害児教育実践を具体的にどのように充実できるのだろうか。

従来の研究では、例えば同じ学級編制(編成)の問題を扱っても、教育方法学では各学校内において教育的な観点から行われる学級編成を論じ、教育行政学では標準法に基づく学級編制を論ずるという具合であった。せいぜい、教育経営学が両者の橋渡しを試みようとしてきた程度である。しかし、教育方法学も教育行政学も教育学を構成する一領域であり、最終的には学級編制と学級編成の問題とが関係付けられ、統一的に論じられなければならないということは言うまでもない。

障害児教育の分野においては、一斉授業方式ではない新しい教育の方法や形態を創造的に開発することが求められ、しかもそれらが学級編制や教職員定数と密接な関連を持つ課題であったことから、両者を統一的に考究することへのニーズは以前から大きかった。また、通常の教育の分野においても、臨時教育審議会の答申との関わりで多様な教育の形態を採り得る条件の解明が関心事として急浮上している<sup>12)</sup>。

従って、新標準法の学級編制及び教職員定数の問題について、広く教育実践やさらには教育の方法・技術の問題との関わりにおいて論じ、考察すべきと言えよう。

### 2. 盲・聾・養護学校における教育実践の充実

#### (1) ティームティーチング方式と教育の個性化(表10-1及び表10-2)

まず、盲・聾・養護学校に関して考察してみよう。

各学校において学級規模が小さくなり教職員数が増えれば、一斉画一的な教育指導を一人ひとりの教育的ニーズに応じて個性化できることは、一般的に言いうる。しかし、いくら学級規模が小さくなくても、1学級1担任では単眼的な一斉指導方式に傾き易い。複眼的な指導が可能となるティームティーチング方式<sup>13)</sup>の導入は、教育の個性化を進める上で強力な起爆剤となろう。

障害児教育の分野においては、早くからチームティーチング方式が試みられている。チームティーチング方式とは、単なる複数担任制ではなく集団編成や指導方法の改善を含んだ質的な概念であるが、前提として複数の教職員の配置を必要としている。残念ながら、新標準法は編制学級のそれぞれに複数の担任を配置するまでを予定してはいない。従って、新標準法により確保された教職員定数を独自に配置し直して対処する必要がある。

具体的に、鳥取県立A養護学校（精神薄弱）を例にみた（表10-1及び10-2）。A養護学校は、小学部から高等部まで学級担任制を採っている。それは、学級担任が日常的な指導に直接当り、担任外の教諭（学部主事など）、実習助手、介助職員が応援に入る体制である。校内で編成した総計22学級（訪問教育学級を含む）の内、複数担任が12学級（54.5%）、1人担任が10学級（45.5%）である。1人担任学級は、小学部9学級（69.2%）、中学部1学級（16.7%）、高等部0学級（-%）と、小学部に圧倒的に多い。しかも、小学部では重複障害学級に1人担任学級が半数の3学級も残されている。

A養護学校では、中学部1年生の単一障害の編制学級2学級を併せて1学級に編成し直している他は、全て編制学級どおりである。あまりにも編制学級どおりの学級編成を採っているために、学級規模は小さいにしても1人担任学級が解消されていない側面がある。従って、現在の教職員数のままでも、複数の編制学級を併せるなど、編制学級をより柔軟に編成し直すことによって、1人担任学級を減らす道が考えられる。しかし、1人担任の10学級を全て解消するには、新標準定数の確保が不可欠である。

## (2) 養護・訓練及び専門教育の充実（表11）

A養護学校の新標準定数と実際の教諭等の配置（表11）を見ると、小・中・高等部を通じて、新標準定数の内の基礎定数分をわずかに超える人数しか配置されていない。従って、教諭等から教頭、学部主事、教務主任などを確保すると、学級担任として配置し得る人数は基礎定数分でしかない。

A養護学校では、現在、養護訓練担当教諭分の配置がなく、養護・訓練を教科・領域の中で配慮して行う形態を採っており、特に設定された時間帯や視点としては養護・訓練の指導を行うことができていない。また、高等部では専門教育担当教諭分の配置がなく、進路指導主事も学級担任と兼任の形で任務を遂行している状況である。従って、新標準定数が確保されれば、養護・訓練や高

等部の専門（職業）教育を担当する教諭が独自に配置でき、これらの面の実践を充実することが可能となる。

## (3) 訪問教育の充実

A養護学校の訪問教育学級は、学級担任1人に児童3人である。編制人数としては新標準法の重複障害学級の3人の水準に達しており、児童1人につき1回2時間、週3回ずつ（計6時間）の訪問教育（スクーリングを含む）が可能となっている。

しかし、精神薄弱養護学校にあって重度の肢体不自由との重複障害を持つ児童を前にして、担任1人が孤軍奮闘に近い状況である。また、小学部に属するとはいえ、担任も児童もともに小学部に基礎集団を持たないために、スクーリングの際の指導が手薄である（訪問教育学級担任1人と付添いの保護者で指導）。

新標準法は、訪問教育学級も含めた学級数を基礎に教諭等を算定していた。従って、教職員の配置においても、訪問教育学級を支える体制を学校及び学部全体で整えなければならないといえよう。具体的には、学級担任に加えて養護訓練担当教諭、養護教諭、介助職員などで訪問チームを組むことや、スクーリングの際に小学部として対応する体制を準備することが考えられる。

## (4) 交流学习・地域交流の充実

A養護学校は、指定校方式の交流教育を長年にわたって推進してきた。加えて、1987年度より児童・生徒の居住する地域の学校との居住地校方式の交流教育にも取り組み、成果を上げている。地域交流が、養護学校の位置する周辺の地域から、児童・生徒の居住する地域にまで拡大しつつある。一般的にみて地域から遊離し易いとされた養護学校にあって、A養護学校の地域交流の実践は大いに注目される。しかし、児童・生徒の個々に対応する居住地校方式の交流に、担任教師が毎回付き添うという事は困難であり、回数などに制約を生じている。

新標準定数が確保されれば、この面においても実践のさらなる充実が期待される。

なお、同様の実践は、鳥取聾学校においても「土曜日学習」（小学部で1987年度より学年進行で開始）として進められている。これは、月曜日から金曜日は聾学校で学び、毎週の土曜日は居住地の学校で学ぶ方式である。

## (5) 地域におけるセンター的機能の充実

盲・聾・養護学校が地域の障害児教育センターとしての機能を備えることへの要望は、かねてより強い。鳥取県においても、例えば県下に1校しかない盲学校・聾学校及び肢体不自由養護学校をはじめとして、盲・聾・養護学校の在籍者以外（すなわち、通常の学級及び特殊学

級の在籍者)に関する専門的教育サービスの提供(外来や巡回による教育相談や指導など)へのニーズは高い。また、就学前幼児及び入学予定者への事前の相談・指導、転校及び卒業生へのアフターケアを望む声もある。

新標準法においても、未だこうしたセンター的機能を担う教職員の定数は示されていない。しかし、新標準定数を確保した上に立って、将来的な定数化に向けて積極的に試行し実績を積む必要の認識は広がっている。

鳥取聾学校では、既に1974年度から3歳未満児に対する定期的な教育相談を校内操作による内部努力で開始している。また、巡回相談も着手されている。鳥取盲学校においても幼児の教育相談が試みられている。また、養護学校においても、随時の教育相談が行われている。

### 3. 小・中学校における教育実践の充実

#### (1) 通級方式と教育の個性化

特殊学級への通級制は、1990年6月に発足した文部省の「通級学級に関する調査研究協力者会議」において、正式に制度化する方向が打ち出されている。同会議の1991年7月17日の「通級学級に関する充実方策について(中間まとめ)」<sup>14)</sup>では、通級の概念を「各教科の指導は主として通常の学級で受けながら、心身の障害の状態等に応じた特別な指導を特殊学級で受けること」とした上で、児童・生徒の通級に加えて、教師の巡回による指導も含めている。しかし、例えば通常の学級と特殊学級との「二重在籍」を認め、通級者を児童・生徒数に含めてカウントし特殊学級の編制を認める方向は、中間まとめの段階では明示されていない。

標準法そのものは、「二重在籍」を禁じたものではない。しかし、現状では択一的な在籍を前提として学級編制が行われている。ただし、1人でも該当者がいれば特殊学級を開設すべきことを予定している。1人でも在籍希望者がいれば特殊学級を開設することは、まず第一に、当該の児童・生徒に特別な教育的ニーズに応じた教育の提供を容易にする。加えて、通常の学級に在籍している者についても、特別な教育的ニーズに応じて特別な指導を受ける通級の機会を拡大することにも通じる。

鳥取県においても、地域センター的に発足した言語障害学級をはじめとして通級指導が進められてきた。しかし、通級が正式な制度として認定されたものでなかったために、会計検査などでの「摘発」<sup>15)</sup>を恐れて、他校からの通級を制限し自校の児童に限定することもあった。通級が正式に制度として認知されれば、鳥取県においても、通常の学級の教育ではカバーできない特別な教育的ニ-

ズに、巡回指導を含む通級指導という形で対応することが可能になる。

#### (2) 居住地域との結び付きの強化

在籍者1人で特殊学級を開設することに関して、1人学級があまりにも小規模で学習集団として不適切であるとする意見がある。しかし、それは学級運営を在籍児のみの固定方式として想定しているからである。上述の通級者を含めて学習集団を編成したり、障害種別の異なる特殊学級を必要に応じて合同したり、通常の学級との交流学习の機会を設定すれば、規模の異なる複数の学習集団を準備することが可能となる。

特殊学級での教育を必要としている者が1人であるということ学級開設が行われなかったら、当該児に対して、通常の学級での教育で我慢するか、特殊学級のある他校への越境通学を選択させることとなる。越境通学とは、兄弟姉妹や居住地の友だちと異なる学校へ通学することである。それは、特別な教育的ニーズに応じた教育のために、居住地域との結び付きに関して犠牲を強いることでもある。現に、特殊学級の設置率の低い米子市などに限らず、県下各地の特殊学級の未設置学校において、居住地域との結び付きを犠牲にした他校の特殊学級への越境通学が施策的に進められてきた。

盲・聾・養護学校と異なる特殊学級の特長点は、特別な教育的ニーズに応じた教育を家庭の位置する居住地の学校で提供できることにある。1人でも特殊学級を開設することによって、居住地域との結び付きを深めながら居住地の学校で特別な教育的ニーズに応じた教育を受けられる機会を拡大することが可能となる。

#### (3) インテグレーションの推進

1人学級の場合、特殊学級の担任がともに通常の学級との交流学习に参加することが可能となる。その際、特殊学級の担任は当該児にマンツーマンで対応し、交流場面における学習を個別に援助することもできるし、特殊学級と通常の学級担任とが複数で学級全体の指導を行うこともできる。

さらには、障害児を日常的に統合した上で、チームティーチングを進めることも想定される。インテグレーションを推進し、通常の学級において特別な教育的ニーズに応じた教育を提供することも模索できるのである。

鳥取県においても、1人学級を、障害児のインテグレーションの推進や、通常の学級を巻き込んだ教育改善に活用することが検討されてよい。

## 《註》

- 1) 拙稿「学習権の実質保障運動の課題—障害児教育における人的条件の整備—」『障害者問題研究』第51号(1987)において、新標準法に関する基本的な考察を行っている。
- 2) 例えば、1991年10月24日付け朝日新聞「声」欄、「25人学級の実現を」。
- 3) 1991年10月19日付け朝日新聞、毎日新聞、等。
- 4) 標準法では、「文部大臣が定める心身の故障を2以上併せ有する」ことを「重複障害」としている。一般には、学校教育法施行令(政令)第22条の2の規定を指すと理解されているが、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年文初特第309号通達)では、施行令に言語障害及び情緒障害を加えた7種類の障害が明示された上で「2つ以上の障害を併せ持つ者」が記述されている。従って、通達に基づけば重複障害と認定しうる枠は拡大する。また、重複障害学級が障害の重度・重複化に対応して法制化された経緯から、単一の障害であっても重度である児童・生徒で編制する重度学級に関して重複障害学級の学級編制基準を適用している自治体がある。  
 なお、重複障害学級の編制に関する全般的な課題は、前掲「学習権の実質保障運動の課題」(pp. 29-30)において既に論じたところである。
- 5) 拙稿「高等部への希望者全入をどうすすめるか」『花ひらけ“15の春”—希望するすべての子どもたちに後期中等教育の保障を—』全国障害者問題研究会出版部(1989), pp. 58-63。
- 6) 教職員定数を算定する基礎となる学級編制とは別に、校内において教育的な観点から行われる学級編成については、標準法の規定にとらわれずに柔軟に編成し得るものと解される。  
 なお、これを阻んでいるのは、標準法自体ではなく、会計検査院の会計検査による「摘発」等を恐れての過剰な行政指導である。確かに、会計検査において5月1日現在の児童・生徒の実数が調査され、予測人数が多かった分の教職員の国庫負担金の返還を求められることがある(1984年6都道県, 1985年20府県など)。しかし、それは、実数に基づいて正規に確保した教職員定数の枠内で校内的に自由に学級編成することを妨げるものではない。(科学的障害者教育研究会「文教政策への無知からくる『ことば・きこえの教室』への府教委攻撃」『障害者教育科学』第12号(1986), pp. 46-47。1987年6月6日付け福井新聞「会計検査で工作町教委・違法と勘違い指示」, 等)。
- 7) 前掲「学習権の実質保障運動の課題」p. 27。
- 8) 総理府障害者対策推進本部担当室『昭和62年度 障害者対策推進地域会議報告書』(1988), pp. 196-198。
- 9) 1991年3月19日付け朝日新聞「鳥取版」記事, 「『1人では障害児学級設置できない』内規たてに鳥取市教委」。同様の問題(鹿児島県)を指摘した記事として、1991年3月31日付け南日本新聞「特殊学級1人では開設できず 希望者に『内規』の壁 望まれる柔軟対応」。
- 10) 選抜方式から希望者全入方式に改めるべき論理は、既に別稿において述べた(拙稿「障害児の希望者全員進学実現への論理と課題」『障害者問題研究』第59号(1989))。なお、あらかじめ定員を定めて選抜する方が事前に学級数及び教職員定数が確定できることを強調する意見があるが、義務教育段階では次年度の人数予測の上に学級数及び教職員定数を試算し、最終的には新年度を待って確定しており、高等部においてもこの方式に則って試算すればよいのである。  
 鳥取県においては、10月1日、2月1日及び5月1日を基準日として3回の「公立学校推定・確定児童生徒数調査」(鳥取県教育委員会教職員課)が行われている。全国的には、確定を5月1日現在の学校基本調査を待たずに4月1日現在で速やかに行う自治体もある。例えば、東京都では、4月7日の入学式当日に実際に登校してきた人数をみて手直しする「4月7日方式」を採ってきたが、この方式でも入学式当日になつての学級再編制や担任の着任の遅れという不都合を生じるために、1986年度より学級編制認可基準日を4月1日に繰り上げる措置を採っている(1985年12月3日付け東京新聞「“担任なし”を解消 都教委が小・中学の学級編成基準日手直し」)。
- 11) 文部省初等中等教育局特殊教育課『季刊 特殊教育』第68号, 東洋館出版社(1991), p. 36。
- 12) 佐藤三樹太郎「義務教育標準法と高校標準法」『証言戦後の文教政策』第一法規(1987), p. 340。
- 13) J.T.シャプリン・H.F.オールズ共編(平野一郎・椎名萬吉訳編)『ティーム・ティーチングの研究』黎明書房(1964, 訳出1966)など。
- 14) 文部省初等中等教育局特殊教育課『季刊 特殊教育』第69号(特集一通級), 東洋館出版(1991)。

### Abstract

The standard for the organization of classes and for the fixed number of educational personnel in public schools is determined by laws in Japan. According to the new laws which have been put enacted completely since 1991, the proposed standard number of children per class is 40 in ordinary classes at the compulsory education level.

In special education, particular consideration should be given not only to organizing small classes but also to allocating many teachers and ancillary personnel; 10 in special classes of ordinary schools, 7 in primary or lower secondary section classes (9 in upper secondary section classes) of special schools and 3 in classes (including visiting-education classes) catering for the multiply-or severely-handicapped. But in many prefectures the new standard has not been achieved yet.

The case of Tottori Prefecture is reported in this paper on the basis of statistics.

- (1) The new standard for the organization of classes is achieved except in upper secondary section classes and visiting-education classes.
- (2) But the new standard for the fixed number of educational personnel has not yet been achieved and the total number of allocated personnel in 1991 is little more than the level of the old laws which were modified in 1980.
- (3) These poor provisions make it impossible to develop educational practices in special classes and schools sufficiently flexible and appropriate for the special educational needs of disabled children.